第66期定時株主総会招集ご通知に際しての法令及び定款に基づくインターネット開示事項

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

東和薬品株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.towayakuhin.co.jp/）に掲載することにより株主の皆様へご提供しています。

連結株主資本等変動計算書（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日期首残高	4,717	7,834	108,629	△5,626	115,554
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,411		△2,411
親会社株主に帰属する当期純利益			15,914		15,914
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		3		18	21
その他			△0		△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	―	3	13,502	17	13,523
2022年3月31日期末残高	4,717	7,837	122,131	△5,608	129,078

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
2021年4月1日期首残高	124	920	1,044	116,599
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△2,411
親会社株主に帰属する当期純利益				15,914
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				21
その他				△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△10	2,057	2,046	2,046
連結会計年度中の変動額合計	△10	2,057	2,046	15,569
2022年3月31日期末残高	113	2,977	3,091	132,169

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

⑴ 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

・連結子会社の数　12社

・主要な連結子会社の名称　Towa Pharma International Holdings, S.L.
三生医薬株式会社
ジェイドルフ製薬株式会社
大地化成株式会社
グリーンカプス製薬株式会社
当連結会計年度より、株式取得に伴い、三生医薬株式会社を連結の範囲に含めております。

②非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称　株式会社プロトセラ

・連結の範囲から除いた理由　非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

⑵ 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した非連結子会社数　該当ありません。

②持分法を適用した関連会社数　該当ありません。

③持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社の名称等

・主要な非連結子会社の名称　株式会社プロトセラ
持分法非適用会社はそれぞれ、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

⑶ 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ジェイドルフ製薬株式会社、大地化成株式会社及びグリーンカプス製薬株式会社の事業年度末日は3月31日、Towa Pharma International Holdings, S.L.及び三生医薬株式会社他7社の事業年度末日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結会計年度末日との間に生じた連結会社間の重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

⑷ 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの　時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
なお、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産に及ぶ可能性がある複合金融商品は、全体を時価評価し、評価差額を営業外損益に計上しております。

・市場価格のない株式等　移動平均法による原価法

ロ．デリバティブ　時価法

ハ．棚卸資産　主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 固定資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）　当社及び国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は定額法によっております。
ただし、当社及び国内連結子会社が1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備

及び構築物については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。
建物及び構築物　3～50年
機械及び装置　　2～17年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

・のれん　定額法(10年)
・製造販売権　定額法(5～12年)
・自社利用のソフトウェア　社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
・その他の無形固定資産　定額法

ハ．リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．役員賞与引当金　役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

④　収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は「収益認識に関する会計基準」を適用しており、顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・履行義務の内容　当社グループの主な事業内容は医薬品事業であり、主な履行義務の内容は医薬品販売であります。
・収益を認識する通常の時点　原則として、製品の引き渡し時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断し、その時点で収益を認識しております。出荷と引き渡し時点に重要な相違がない場合、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

⑤　その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る会計処理　退職給付に係る負債は、子会社における従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込み額を計上しております。
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内で費用処理しております。

ロ．重要なヘッジ会計の方法

（ⅰ）ヘッジ会計の方法
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

（ⅱ）ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段・・・金利スワップ取引
ヘッジ対象・・・借入金の支払金利

（ⅲ）ヘッジ方針
内部規定で定めるリスク管理方法に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

（ⅳ）ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

（会計方針の変更に関する注記）
（収益認識に関する会計基準等の適用）
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。
なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。
収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。
この結果、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響は軽微であります。なお、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）
「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。
これによる、当連結会計年度に係る連結計算書類への影響はありません。
また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

（会計上の見積りに関する注記）
1. 海外子会社における販売チャージバックの見積り
当社の連結子会社であるBreckenridge Pharmaceutical Inc.は、薬局・病院など卸売業者の顧客との間で、顧客が卸売業者から割引価格で製品を購入可能とする取り決めを結んでおり、卸売業者に対する販売価格と卸売業者の顧客に対する割引価格との差額を、チャージバックとして事後的に精算しております。
チャージバックは関連する売上高及び売上債権から控除されますが、一部が見積り計上されており、金額的重要性から翌期の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

⑴ 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
当連結会計年度末において売上高及び売上債権から控除した金額は、3,786百万円であります。

⑵ 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報
① 算出方法
過去の実績及び卸売業者の顧客との契約価格等に基づく予想チャージバック率並びに各卸売業者の在庫残高を基に算出しております。

② 主要な仮定
チャージバックの見積りに用いた主要な仮定は、予想チャージバック率であります。予想チャージバック率は、各製品ごとに過去のチャージバックデータに基づき、予測される卸売業者の顧客の各々について計算しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響
予想チャージバック率の計算は過去の実績や卸売業者の顧客との契約価格の情報に基づきシステムにより自動で計算しております。また、前月の見積りと当月の実績を比較することによって見積り額の正確性を確認しております。これらの手続によってこれまでの実際の結果と見積り額に重要な乖離が生じたことはありませんが、主要な仮定である予想チャージバック率が実績と異なった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

2. 訴訟損失引当金の見積り（偶発債務）

当社グループが発売するジェネリック医薬品には、発売後も原薬の結晶形、製剤、用途等に関する特許権が存続していることがあり、特許権所有者から特許訴訟を提起される場合があります。そのような場合には、当該訴訟による損失の発生可能性及びその金額の合理的見積りの可否について、経営者による判断が重要な影響を及ぼします。

⑴ 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額はありません。

⑵ 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、訴訟提起により発生しうる損害賠償等の損失に係る引当金は、訴訟提起されており、損害賠償等を支払わなければならない可能性が高く、その金額を合理的に見積ることができる段階となり、引当金の要件を満たす場合に、訴訟損失引当金を計上いたします。

なお、当社が現在争っている訴訟の詳細は、2. 連結貸借対照表に関する注記(3)偶発債務に記載しております。

3. のれん及び製造販売権の評価

⑴ 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失	－百万円
のれん	44,647百万円
製造販売権	6,626百万円

⑵ 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社が2020年3月期に買収したTowa Pharma International Holdings, S.L.において、取得価額の配分に伴う製造販売権5,363百万円及びのれん6,442百万円が計上されております。

また、当連結会計年度における三生医薬株式会社の買収により、のれんが38,205百万円発生しております。なお、当該のれんについては、当連結会計年度末において、企業結合日時点の識別可能資産及び負債の特定並びに時価の見積りが未了であるため、取得原価の配分が完了しておらず、暫定的に算定されております。

当社は、資産又は資産グループに減損の兆候がある場合には減損損失を認識するかどうかの判定を行っておりますが、当連結会計年度においては、これらののれん及び製造販売権について減損の兆候は識別されておりません。

なお、翌連結会計年度においてこれらについて減損の兆候が識別された場合には減損損失が発生する可能性があります。

（追加情報）

（新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて）

当社グループは、新型コロナウイルス感染症が当社グループの業績に与える影響については、今後の感染拡大や収束時期等に関しては不確実性が高いと考えられるものの、当連結会計年度において、当社グループの生産、物流、営業などの安定供給体制に影響は発生しなかったことを踏まえ、将来の業績などへの影響は限定的であると仮定し、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

⑴ 財務制限条項

・ 当社の当連結会計年度の末日における借入金残高のうち、当期に契約締結した一部の金融機関からの借入金について、以下の財務制限条項が付されております。

①各年度の決算期の末日における借入人の連結計算書類等にて算出される純資産額を、前年同期比75%以上に維持すること。

②各年度の決算期の末日における借入人の連結計算書類等にて算出される経常損益が、2期連続して損失とならないようにすること。

・ 当社の連結子会社である三生医薬株式会社の当連結会計年度の末日における借入金残高のうち、一部の金融機関からの借入金について、以下の財務制限条項が付されております。

①2021年12月期以降（2021年12月期を含む。）の各年度の決算期の末日における借入人の純資産額を、前年同期比75%以上、かつ2014年12月末の純資産額の75%以上に維持すること。

②2021年12月期以降（2021年12月期を含む。）の各年度の決算期の末日における経常損益及び当期純損益が、2期連続して損失とならないようにすること。

⑵ 有形固定資産の減価償却累計額　94,559百万円

⑶ 偶発債務

当社は、2018年6月1日付で興和株式会社から東京地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起されました。請求の内容は、当社が2013年12月13日から2016年3月31日までに販売した、ピタバスタチンCa・OD錠1mg/2mg/4mg「トーワ」に対して興和株式会社が特許権の侵害を主張し、3,828百万円の損害賠償を求めるものです。

また、同社からは2019年3月22日付、2020年3月25日付及び2021年3月30日付で東京地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起されました。先行訴訟とは別に、同様の理由で2016年4月1日から1年間、2017年4月1日から1年間及び2018年4月1日から1年間の当社販売分に対する新たな損害賠償請求訴訟であり、損害賠償請求額はそれぞれ、4,522百万円、4,841百万円及び5,618百万円であります。

これらは東京地方裁判所において併合審理されておりましたが、2022年3月24日付で、本件特許権は無効とすべきとの理由により原告の請求を棄却する旨の判決が下されました。興和株式会社はこれを不服として、2022年4月6日付で知的財産高等裁判所に控訴しております。

当社は、本件訴訟において、引き続き特許無効を主張し、争っていく方針であります。

なお、現時点で、本件訴訟が当社の今後の業績に与える影響を見込むことが困難なため、当社業績への影響は見込んでおりません。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴ 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	51,516,000株	－株	－株	51,516,000株

⑵ 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,301,475株	36株	7,410株	2,294,101株

（注） 1. 普通株式の自己株式数の増加36株は、単元未満株式の取得によるものです。

2. 普通株式の自己株式数の減少7,410株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものです。

⑶ 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ．2021年6月25日開催の第65期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　1,082百万円
・1株当たり配当金額　22円
・基準日　2021年3月31日
・効力発生日　2021年6月28日

ロ．2021年11月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　1,328百万円
・1株当たり配当金額　27円

・基準日　　2021年9月30日
・効力発生日　　2021年12月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2022年6月24日開催予定の第66期定時株主総会において、次のとおり付議いたします。
・株式の種類　　普通株式
・配当金の総額　　1,624百万円
・配当の原資　　利益剰余金
・1株当たり配当金額　　33円
・基準日　　2022年3月31日
・効力発生日　　2022年6月27日

4. 金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に医療用医薬品の製造販売事業を行うための設備投資計画に基づき、必要な資金を銀行借入や社債発行等により調達しております。一時的な余資は、短期的な銀行預金ないし安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は、海外からの原材料購入などのために利用しており、投機的な取引は行わないこととしております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額
関係会社株式	607百万円
非上場株式等	43百万円

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額(*)	時　価　(*)	差　　額
(1) 投資有価証券	420	420	－
(2) 新株予約権付社債	(4,150)	(4,156)	△5
(3) 長期借入金	(87,216)	(86,311)	905
(4) デリバティブ	5,832	5,832	－

(*) 負債に計上されているものについては、(　) で示しております。

⑶　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	420百万円	－百万円	－百万円	420百万円
デリバティブ	－	5,832	－	5,832
資産計	420	5,832	－	6,252

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
新株予約権付社債	－百万円	4,156百万円	－百万円	4,156百万円
長期借入金	－	86,311	－	86,311
負債計	－	90,467	－	90,467

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

新株予約権付社債

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率に基づき、割り引き計算により現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

5. 収益認識に関する注記

⑴ 収益の分解情報

顧客との契約及びその他の源泉から認識した収益は、次のとおりであります。

薬効	金額（百万円）		
	国内	海外	合計
循環器官用薬	36,657	4,601	41,259
中枢神経系用薬	21,929	14,827	36,756
消化器官用薬	15,253	9,812	25,066
アレルギー用薬	12,498	1,449	13,948
その他の代謝性医薬品	11,606	244	11,851
血液・体液用薬	8,403	1,422	9,825
腫瘍用薬	2,689	3,553	6,242
抗生物質製剤	3,601	817	4,418
化学療法剤	1,505	158	1,664
その他	12,529	2,051	14,581
合計	126,676	38,938	165,615

⑵ 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、主に完成した医薬品を顧客に提供することを履行義務としております。原則として、製品の引き渡し時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断し、その時点で収益を認識しております。

出荷と引き渡し時点に重要な相違がない場合、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き及びリベートを控除した金額で測定しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

⑴ 1株当たり純資産額　2,685円18銭

⑵ 1株当たり当期純利益　323円36銭

⑶ 潜在株式調整後1株当たり当期純利益　316円19銭

7. 企業結合等に関する注記

取得による企業結合

(1)　企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：三生医薬株式会社

事業の内容：健康食品・医薬品等の企画・開発・受託製造等

②企業結合を行った主な理由

三生医薬株式会社は、健康食品・医薬品等の企画・開発・受託製造業等を営んでおり、保有する高い製剤技術を活かし、顧客のニーズに沿った付加価値のあるスピーディーな製品開発に注力することで、高い競争優位性を有しております。三生医薬株式会社が当社グループに加わることで、三生医薬株式会社が培ってきた高い技術力や広範な顧客基盤、健康食品関連のノウハウを活用でき、これにより、当社の目指す健康関連事業の多角的な展開が実現され、当社のさらなる企業価値向上につながると考えております。

③企業結合日

2022年3月7日

④企業結合の法的形式

現金を対価とした株式取得

⑤結合後企業の名称

三生医薬株式会社

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価として株式を取得し、子会社化したことによるものです。

(2)　被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	47,693百万円
取得原価		47,693百万円

(3)　主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリーに対する報酬・手数料　565百万円

(4)　発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額

38,205百万円

なお、上記の金額は、当連結会計年度末において、企業結合日時点の識別可能資産及び負債の特定並びに時価の見積りが未了であるため、取得原価の配分が完了しておらず、暫定的に算定された金額です。

②発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものです。

③償却方法及び償却期間

10年間にわたる定額均等償却

(5)　企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内容

流動資産	11,303百万円
固定資産	11,617百万円
資産合計	22,921百万円
流動負債	5,957百万円
固定負債	7,475百万円
負債合計	13,433百万円

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						特別償却準備金	圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
2021年4月1日期首残高	4,717	7,870	－	7,870	399	4	334	64,985	43,848	109,572
事業年度中の変動額										
特別償却準備金の取崩						△0			0	－
圧縮積立金の取崩							△19		19	－
剰余金の配当									△2,411	△2,411
当期純利益									16,318	16,318
自己株式の取得										
自己株式の処分			3	3						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	－	－	3	3	－	△0	△19	－	13,927	13,906
2022年3月31日期末残高	4,717	7,870	3	7,873	399	3	314	64,985	57,776	123,479

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2021年4月1日期首残高	△5,626	116,533	124	124	116,658
事業年度中の変動額					
特別償却準備金の取崩		－			－
圧縮積立金の取崩		－			－
剰余金の配当		△2,411			△2,411
当期純利益		16,318			16,318
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	18	21			21
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△10	△10	△10
事業年度中の変動額合計	17	13,928	△10	△10	13,917
2022年3月31日期末残高	△5,608	130,461	113	113	130,575

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

⑴ 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式	移動平均法による原価法
② その他有価証券	
・市場価格のない株式等以外のもの	時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） なお、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産に及ぶ可能性がある複合金融商品は、全体を時価評価し、評価差額を営業外損益に計上しております。
・市場価格のない株式等	移動平均法による原価法
③ デリバティブ	時価法
④ 棚卸資産	主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

⑵ 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）	定率法 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。 なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。 建物及び構築物　3～50年 機械及び装置　2～17年
② 無形固定資産（リース資産を除く）	
・自社利用のソフトウェア	社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
・その他の無形固定資産	定額法
③ リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶ 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を考慮した回収不能見込額を計上しております。
② 役員賞与引当金	役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

⑷ 収益及び費用の計上基準

当社は「収益認識に関する会計基準」を適用しており、顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・履行義務の内容	当社の主な事業内容は医薬品事業であり、主な履行義務の内容は医薬品販売であります。
・収益を認識する通常の時点	原則として、製品の引き渡し時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断し、その時点で収益を認識しております。出荷と引き渡し時点に重要な相違がない場合、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

⑸　その他計算書類作成のための基本となる事項

①　退職給付に係る会計処理　　当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

②　重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ取引

ヘッジ対象・・・借入金の支払金利

ハ．ヘッジ方針

内部規定で定めるリスク管理方法に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

（会計方針の変更に関する注記）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度において、計算書類に与える影響は軽微であります。なお、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる、当事業年度に係る計算書類への影響はありません。

（会計上の見積りに関する注記）

1. 訴訟損失引当金の見積り（偶発債務）

当社が発売するジェネリック医薬品には、発売後も原薬の結晶形、製剤、用途等に関する特許権が存続していることがあり、特許権所有者から特許訴訟を提起される場合があります。そのような場合には、当該訴訟による損失の発生可能性及びその金額の合理的見積りの可否について、経営者による判断が重要な影響を及ぼします。

⑴ 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の計算書類に計上した金額はありません。

⑵ 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、訴訟提起により発生しうる損害賠償等の損失に係る引当金は、訴訟提起されており、損害賠償等を支払わなければならない可能性が高く、その金額を合理的に見積ることができる段階となり、引当金の要件を満たす場合に、訴訟損失引当金を計上いたします。

なお、現在争っている訴訟の詳細は、2. 貸借対照表に関する注記(5)偶発債務に記載しております。

2. 関係会社株式の評価

⑴ 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の貸借対照表に計上されている関係会社株式89,250百万円には、三生医薬株式会社の株式48,259百万円が含まれております。

⑵ 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

関係会社株式は、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回収可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当の減額を行い、評価損を計上する方針としております。

超過収益力を反映した価額で取得した株式の評価に当たっては、取得価額算定の基礎となった買収時の事業計画と当事業年度までの実績数値及び当事業年度に策定された将来の事業計画とを比較し、実質価額の著しい低下の有無を検討しております。なお、実質価額の著しい低下が識別された場合には、翌事業年度において関係会社株式評価損が発生する可能性があります。

（追加情報）

（新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて）

当社は、新型コロナウイルス感染症が当社の業績に与える影響については、今後の感染拡大や収束時期等に関しては不確実性が高いと考えられるものの、当事業年度において、当社の生産、物流、営業などの安定供給体制に影響は発生しなかったことを踏まえ、将来の業績などへの影響は限定的であると仮定し、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

2. 貸借対照表に関する注記

⑴ 保証債務

以下の関係会社の金融機関等からの借入に対し債務保証を行っております。

ジェイドルフ製薬株式会社	1,937百万円

⑵ 財務制限条項

当社の当事業年度の末日における借入金残高のうち、当期に契約締結した一部の金融機関からの借入金について、以下の財務制限条項が付されております。

① 各年度の決算期の末日における借入人の連結計算書類等にて算出される純資産額を、前年同期比75%以上に維持すること。

② 各年度の決算期の末日における借入人の連結計算書類等にて算出される経常損益が、2期連続して損失とならないようにすること。

⑶ 有形固定資産の減価償却累計額	73,626百万円

⑷ 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 関係会社に対する短期金銭債権	651百万円
② 関係会社に対する長期金銭債権	14,131百万円
③ 関係会社に対する短期金銭債務	666百万円

⑸ 偶発債務

当社は、2018年6月1日付で興和株式会社から東京地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起されました。請求の内容は、当社が2013年12月13日から2016年3月31日までに販売した、ピタバスタチンCa・OD錠1mg/2mg/4mg「トーワ」に対して興和株式会社が特許権の侵害を主張し、3,828百万円の損害賠償を求めるものです。

また、同社からは2019年3月22日付、2020年3月25日付及び2021年3月30日付で東京地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起されました。先行訴訟とは別に、同様の理由で2016年4月1日から1年間、2017年4月1日から1年間及び2018年4月1日から1年間の当社販売分に対する新たな損害賠償請求訴訟であり、損害賠償請求額はそれぞれ、4,522百万円、4,841百万円及び5,618百万円であります。

これらは東京地方裁判所において併合審理されておりましたが、2022年3月24日付で、本件特許権は無効とすべきとの理由により原告の請求を棄却する旨の判決が下されました。興和株式会社はこれを不服として、2022年4月6日付で知的財産高等裁判所に控訴しております。

当社は、本件訴訟において、引き続き特許無効を主張し、争っていく方針であります。

なお、現時点で、本件訴訟が当社の今後の業績に与える影響を見込むことが困難なため、当社業績への影響は見込んでおりません。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	728百万円
② 仕入高	3,779百万円
③ その他の営業取引高	1,313百万円
④ 営業取引以外の取引高	1,119百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,301,475株	36株	7,410株	2,294,101株

（注）1. 普通株式の自己株式数の増加36株は、単元未満株式の取得によるものです。

2. 普通株式の自己株式数の減少7,410株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものです。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：百万円）

（繰延税金資産）	未払賞与	908
	減損損失	444
	投資有価証券評価損	62
	関係会社株式評価損	314
	貸倒引当金	1,094
	未払事業税	238
	棚卸資産評価損	45
	未払役員退職慰労金	95
	繰延資産	503
	その他	197
	繰延税金資産小計	3,904
	評価性引当額	△1,941
	繰延税金資産合計	1,962
（繰延税金負債）	特別償却準備金	△1
	圧縮積立金	△138
	その他有価証券評価差額金	△50
	その他	△43
	繰延税金負債合計	△234
	繰延税金資産純額	1,728

6. 関連当事者との取引に関する注記

⑴ 子会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	ジェイドルフ製薬㈱	40	医薬品の製造販売	100.0	役員の兼任	利息の受取 資金の貸付 売上高 仕入高 債務保証	2 2,130 213 1,562 1,937	関係会社長期貸付金 売掛金 買掛金	2,130 375 190
子会社	大地化成㈱	50	医薬品原薬・中間体の研究開発及び製造販売	100.0	役員の兼任	利息の受取 資金の回収 原薬の購入 研究開発の委託 貸倒引当金戻入	39 770 1,669 87 388	関係会社長期貸付金 買掛金 貸倒引当金	5,767 259 2,801
子会社	グリーンカプス製薬㈱	90	医薬品ソフトカプセルの製造販売	100.0	役員の兼任	利息の受取 資金の貸付 研究開発の委託 仕入高	16 710 92 421	関係会社長期貸付金 買掛金	5,564 13
子会社	㈱プロトセラ	300	疾病リスクの検査サービス事業、診断用及び治療用医薬品の研究開発と販売	77.1	役員の兼任	利息の受取 資金の貸付 貸倒引当金繰入	2 670 670	関係会社長期貸付金 貸倒引当金	670 670

⑵　役員及び個人主要株主等

種　類	氏名	資本金又は出資金（百万円）	住　所	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科　目	期末残高（百万円）
役員及びその近親者	吉田嗣朗	－	－	－	土地及び建物の賃借	家賃の支払い	12	差入保証金	10

（注）　取引条件及び取引条件の決定方針
取引条件につきましては、当社と関連しない他の当事者と同様の条件によっております。

7. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表　**5. 収益認識に関する注記**」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

⑴　1株当たり純資産額　　2,652円79銭
⑵　1株当たり当期純利益　　331円57銭
⑶　潜在株式調整後1株当たり当期純利益　　324円22銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。